

厚生省保管旧軍人韓国人遺骨  
搬運方針（案）

第41号/6  
北東支那ア陳

第3回日韓定期圖像会議の外事關係別会議  
でのアミュニケ草案作成の際は旧軍人韓国人遺  
骨に関して日韓間に合意をみた別紙の了解文書  
が次の方針はより遡るるととすると。

1. 本骨遺骨の引渡しを受けたとがれる者は、  
　　別紙了解に並づき送族（族ノ）及び攝放  
　　者（者ノ）とする。
2. 上記の送族を大韓緑谷客死歿者との身分  
　　關係を明らかにすることができる者類の歿（抄）  
　　本及び本人の現住地（韓國内）を明らかにす  
　　ることが出来る者類の歿か在韓國大陸の  
　　承認書をもてて日本国政府に申請すること。

3 上記申請の受付は外務省東京アガサ課で行

なう。

4 厚生省医薬局は外務省から転送された申請書類を審査し、遺骨引渡しの可否を決定する。右決定を行なう上で必要あると認めると外務省と協議を行なう。

5 引渡し届出書のたびに遺骨は外務省本厚生省から受けとりこれを在京韓国大使館に引渡し、而大使館より申請人本人への引渡しのため本国に發送される。

6 遺骨保管に関する日本國政府の責務は外務省が当該遺骨を在國大使館に引渡した時に終了する。

二九九

両國の閣僚は、現在日本國政府により保管さ  
れている第三次大戦中戦没した韓国人遺骨の引  
き渡しが早急になされるとともを希望し、これが  
ためます確認のある遺族及び歿故者に当該遺  
骨を送ることに合意した。又、両國の政府は  
韓國にある日本人遺骨の保全及び日本韓國係者  
による引きとりに關し、さらに両國間で話し合  
いを行なうこととに合意した。

(注1)

遺族とは故人の配偶者及び二親等以内の  
父系血族を除く。  
即ち、故人の配偶者、両親、祖父母、子、  
孫及び兄弟姉妹

(注2)

保険者とは、上記配偶者及び二親等以内  
の父系血族を除く、昭和國法第777条に  
規定されてゐる族姓をいふ。

[参考)

韓国民法第477条に定める親族

1. 夫親等以内の父系血族

2. 夫親等以内の母系血族

3. 夫の夫親等以内の父系血族

4. 夫の夫親等以内の母系血族

5. 妻の父母

6. 配偶者